

事前協議及び届出に必要な添付書類等について

宇治市では、良好な景観形成に関する事項について事前協議を行うこととしています。

これは、景観法第16条に基づく届出の徹底と、本市における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行うことにより、事業者の皆様の手戻りがないようにするためです。

なお、景観法の届出の要否を確認したい、若しくは、景観形成に配慮した計画を進めたいとお考えの方は、歴史まちづくり推進課へご相談ください。

届出に必要な書類等（2部提出）

届出行為	添付書類
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観上の修繕若しくは模様替え	付近見取図
	配置図
	各階の平面図
	各面の立面図（色彩を明示すること）
	主要部断面図
	外構平面図
	現況カラー写真
建築物の外観上の色彩の変更	付近見取図
	配置図
	変更する部分の立面図（色彩を明示すること）
	現況カラー写真
工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観上の修繕若しくは模様替え	付近見取図
	配置図
	各面の立面図（色彩を明示すること）
	現況カラー写真
工作物の外観上の色彩の変更	付近見取図
	配置図
	変更する部分の立面図（色彩を明示すること）
	現況カラー写真
開発行為	開発事業計画調書
	付近見取図
	現況平面図
	土地利用計画図
	造成計画平面図
	縦横断面図
	構造図
	現況カラー写真
木竹の伐採	付近見取図
	木竹の配置図
	現況カラー写真
垣、さく、塀又は擁壁の設置	位置図
	外構平面図

備考

1. 外構平面図とは、擁壁、門、垣、さく、植栽、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
2. 現況カラー写真とは、行為地及びその周辺の土地の状況を示すカラー写真をいう。
3. 代理申請の場合は、委任状の提出をお願いします。